

○建設工事

希望業種	必要な建設業許可・経営事項審査結果	工事内容の例示 ※工事内容により発注の際に業種を変更する場合があります。また、本例示欄に記載が無い工事(電線共同溝工事等)については工事内容により業種を設定し発注します。
一式工事		
土木工事	土木工事業	一般土木、道路、開削、推進、シールド、河川、造成、港湾、トンネル、土壌改良、管更生・修繕、その他土木 (※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事)
建築工事	建築工事業	ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造、木造、プレハブ、外壁、文化財改修、アスベスト対策、その他建築 (※総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事)
専門工事		
電気工事	電気工事業	電気設備、照明、高圧ケーブル、信号設備、重電機、バッテリー、送配電線、受変電設備、太陽光発電設備、その他電気設備
管工事	管工事業	給排水衛生設備、給水装置、空調設備、ＬＰガス、都市ガス、浄化槽、厨房設備、冷凍冷蔵設備、ダクト、その他配管
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装、セメント・コンクリート舗装、インターロッキング、その他舗装
造園工事	造園工事業	植栽、公園整備
水道施設工事	水道施設工事業	取水・浄水・配水施設(配水管を含む。)、下水処理設備
その他工事 (※)	大工工事業	大工、型枠、造作
	左官工事業	左官、モルタル、モルタル防水、吹付け、その他左官
	とび・土工事業	遊具、体育施設、コンクリート橋(ＰＣ橋・ＲＣ橋)、ネット・フェンス、道路標識設置等、足場等仮設、コンクリート工作物、くい打ち、土砂等の掘削、その他とび
	石工事業	石積み(張り)、コンクリートブロック積み(張り)
	屋根工事業	屋根
	タイル・れんが・ブロック工事業	築炉、タイル張り、レンガ、コンクリートブロック積み(張り)
	鋼構造物工事業	鉄骨、鋼橋、水門・ゲート、鉄塔、貯蔵用タンク、その他鋼構造物
	鉄筋工事業	鉄筋
	しゅんせつ工事業	しゅんせつ
	板金工事業	板金
	ガラス工事業	ガラス
	塗装工事業	塗装、路面表示等、アスベスト対策
	防水工事業	アスファルト防水、モルタル防水、シート防水、シーリング、塗膜防水、注入防水、その他防水
	内装仕上工事業	内装、畳、カーペット、床仕上、ふすま、天井仕上、壁張り、防音、アスベスト対策
	機械器具設置工事業	エレベータ設備、クレーン、計装機器、マンホールポンプ制御盤、ポンプ設備、集塵機器、舞台装置、立体駐車設備、その他機械設置
	熱絶縁工事業	熱絶縁
	電気通信工事業	放送設備、電話設備、テレビ共聴設備、無線設備、データ通信設備、音響設備、その他通信設備
	さく井工事業	さく井、さく孔、掘削
	建具工事業	建具、サッシ、シャッター、自動ドア、ふすま、その他建具
	消防施設工事業	火災報知設備、消火栓設置、スプリンクラー設置、排煙設備、避難設備、その他消火設備
	清掃施設工事業	ごみ処理施設、し尿処理施設
	解体工事業	解体・除却

※「その他工事」を希望業種として申請する場合は、「必要な建設業許可・経営事項審査結果」(大工工事業～解体工事業)の内のいずれかを有している必要があります。

※「総合的な企画、指導、調整」とは元請負人が自ら施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を行うことをいいます。

※「総合的な企画、指導、調整」の必要のない一式工事以外の専門工事においては、それぞれの建設業許可による業種を設定し発注します。